

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画

令和元年12月23日
文部科学大臣決定
令和6年 月 日
文部科学大臣改定

1. 趣旨等

文化財は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的財産であり、将来の発展向上のためになくてはならないものである。また、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められる。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することができず、こうした貴重な文化財を確実に次世代に継承するに当たっては、防火対策は欠くことのできない取組である。

文部科学省・文化庁（以下単に「文部科学省」という。）としては、これまで、国宝・重要文化財の防火対策について、建造物防災耐震対策重点強化事業や美術工芸品防災施設事業等、文化財防火運動の展開（文化財防火デー）等を通じて、災害や故意の毀損等から文化財を護るための対策を講じてきたところである。

しかしながら、平成31年4月に発生したノートルダム大聖堂の火災を受けて実施した国宝・重要文化財の防火設備の緊急状況調査結果（令和元年8月8日公表）やその後の市区町村教育委員会等による実地調査等の結果から、自動火災報知設備や消火設備等についての老朽化・不具合等が確認されたほか、火災等の緊急時に対応できる人員について、特に、夜間など時間帯によって管理体制に脆弱性が見られることや、訓練等の実施が必ずしも十分な状況ではないことが確認された。

また、10月31日に国指定の史跡であり、世界遺産でもある首里城跡で火災が発生し、首里城正殿等が焼失した。史跡等に所在する建造物（復元建造物を含む。）や建造物群（以下「史跡等に所在する建造物」という。）は、国宝・重要文化財に指定されていなくても、往時の姿を伝えるものであれば、来訪者にとって史跡等の文化財的価値や歴史的事実を理解することに資するとともに、史跡等の魅力向上につながる重要な役割を果たすものであり、防火対策は重要な取組となる。

ノートルダム大聖堂での火災や先般の首里城跡での火災などの惨事が、他の国宝・重要文化財や史跡等に所在する建造物で生じないように、緊急状況調査結果等を踏まえ、文部科学省では、特に価値の重要性にも鑑み、世界遺産又は国宝（建造物）や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等、さらに世界遺産となっている史跡等に所在する建造物について、総合的かつ計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等にお

ける防火対策5か年計画」を策定し、以下のとおり計画期間中における重点的・計画的な取組を進めることとする。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年（※）とする。

（※ 令和元年度に一部前倒しして整備を実施する場合はその期間を含む。令和7年度に限り、本計画に基づく取組を継続して実施するものとし、計画期間に含める。）

3. 基本的な考え方

(1) 国宝・重要文化財（建造物）の防火対策及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策に係る基本的な考え方

国宝・重要文化財（建造物）を火災から守るためには、個々の文化財の整備が、所有者等の管理責任を前提としつつも、貴重な国民的財産である文化財が火災リスクに対して万全の防火体制が確保されるかという観点から進められることが重要である。また、文化財がそれぞれ異なる特性を持つ建造物であることを踏まえた上で、消防法令に基づく対応に加え、個別に総合的な防火対策を講じる必要がある。

また、国宝・重要文化財（美術工芸品）を火災から守るためには、我が国の美術工芸品の多くが木や紙、布など脆弱な素材によって製作されており、劣化や災害による被害を受けやすいことを踏まえた上で、文化財の実情に応じた適切な保存環境の整備や防火対策の実施が必要である。

このため、文部科学省では、国宝・重要文化財（建造物）の防火設備の整備や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火設備の整備に当たっては、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年9月2日公表、12月23日改訂）に基づく点検結果を踏まえ、各文化財の特性や火災リスク、既に設置されている防火設備等の状況、管理体制等、防火に係る専門的見地からの意見等を総合的に勘案して対策を検討し、実施することとする。

なお、各所有者等が検討を行うに当たっては、教育委員会等の文化財担当部局から助言を得ながら、以下の事項に留意した具体的な対応プランが作成されるよう促進することとする。

- ① 防火対策ガイドラインに基づく直近の点検の結果、設置等が必要とされた防火設備については、基本的に整備の対象とすること。
- ② 特に、整備後30年以上経過し、経年劣化等による機能低下のおそれがある防火設備について、実地調査等により毀損や不具合が確認されたものは整備の対象とすること。また、整備後30年未満の防火設備であって、毀損や不具合が確認されたものについても、整備の対象とすること。
- ③ 火災の早期覚知、初期消火対策が十分であるか、また、各文化財の管理体制に応じ、夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるようになっているか、検討を加えること。

- ④ 不特定の者が立ち入る場所や移動経路について、来訪者の人的安全性確保の観点からも検討を加えること。
- ⑤ 国宝・重要文化財（建造物）について、敷地外も含めて整備することが防火対策上必要である場合には、教育委員会等の文化財担当部局と連携し、消防機関や都市整備部局等と協議を進めること。
- ⑥ 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等について、例えば、水損による被害が想定される文化財の保管場所にはガス消火設備を設置するなど、文化財の特性等を踏まえた適切な防火設備となっているか、検討を加えること。
- ⑦ 真に必要な防火設備を厳選して整備するとともに、効果的・効率的な整備手法の導入を検討することにより、コスト縮減に努めること。
- ⑧ 防火設備の整備に留まらず、日常的な火気管理、出火防止策の徹底や防災計画等の策定、設備の定期点検、各種訓練の実施により、ハード・ソフトの両面から防火対策の取組を進めること。

文部科学省においては、上記のような各所有者等の具体的な対応プランを基に、4.のように重点的に整備を進めるとともに、計画期間内の国、地方公共団体、所有者等の取組について、適時進捗状況を確認する。

(2) 史跡等に所在する建造物の防火対策に係る基本的な考え方

史跡等に所在する建造物のうち、歴史的建造物や往時の姿を再現した建造物については、その意匠や構造、材料等を踏まえると、国宝・重要文化財（建造物）における防火対策を参考とすることができる。とりわけ、世界遺産となっている史跡等に所在する建造物については、その史跡等の価値の重要性にも鑑み、(1)の国宝・重要文化財（建造物）に準じて、消防法令・建築基準法令に基づく対応に加え、当該建造物の特性に応じて個別に総合的な防火対策プランを作成する必要がある。

4. 重点整備対象・重点整備内容・重点取組内容

(1) 国宝・重要文化財（建造物）

① 重点整備対象

国宝・重要文化財（建造物）については、本計画では、緊急的な対応が求められる中、特に文化財的価値が高い世界遺産又は国宝（建造物）について優先して重点的に整備を進める。

② 重点整備内容

国宝・重要文化財（建造物）の防火設備等の緊急状況調査結果やその後の市区町村教育委員会等による実地調査等の結果から、世界遺産又は国宝（建造物）について、防火設備の整備・改修後30年以上経過し、老朽化・不具合の懸念があるものや、整備・改修後30年未満の防火設備を有する建造物であっても、少なくとも一部に毀損や不具合を申告するものがあることが確認された。また、火災等の緊急時に対応できる人数について、特に夜間など時間帯によって管理体制に脆弱性が見られることが確認された。

これらを踏まえ、本計画期間中に、次に掲げる内容について重点的に整備を進める。

- i) 経年劣化等による機能低下や毀損・不具合がある防火設備の整備等
- ii) 火災の早期覚知のための警報設備等の充実
- iii) スプリンクラー設備等の自動消火設備等の整備など、初期消火対策の徹底
- iv) 放水銃、ドレンチャー設備等の整備など、周囲からの延焼防止対策の充実
- v) 一人でも操作可能な易操作性の消火栓設備の整備など、管理体制に応じ、夜間などを含め常時円滑な消火活動を行うための防火設備の整備等

③ 重点取組内容

②の防火設備の整備等とあわせて、防災計画の策定や設備の定期点検、当該設備を用いた訓練、自主防災組織や近隣の人々との連携のもとでの定期的な防災訓練の実施、防災協定の締結など地方公共団体との連携の強化等を進める。

(2) 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等

① 重点整備対象

本計画では、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等のうち、特に緊急状況調査結果やその後の市区町村教育委員会等による実地調査等の結果から、自動火災報知設備や消火設備等について、老朽化・不具合の懸念等が確認されたところについて、優先して重点的に整備を進める。

② 重点整備内容

緊急状況調査結果やその後の市区町村教育委員会等による実地調査等の結果から、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等についても、防火設備の整備・改修後 30 年以上経過し、老朽化・不具合の懸念があるものや、整備・改修後 30 年未満の防火設備を有する施設であっても、少なくとも一部に毀損や不具合を申告するものがあることが確認された。また、保管する文化財の特性等に応じた防火設備の必要性を指摘する意見もあった。

これらを踏まえ、本計画期間中に、次に掲げる内容について重点的に整備を進める。

- i) 経年劣化等による機能低下や毀損・不具合がある防火設備の整備等
- ii) 火災の早期覚知のための警報設備等の充実
- iii) 初期消火対策、延焼防止対策の充実
- iv) 文化財の特性等に応じた適切な防火設備の整備等
- v) 管理体制に応じ、夜間などを含め常時円滑な消火活動を行うための防火設備の整備等

③ 重点取組内容

②の防火設備の整備等とあわせて、防災計画の策定や設備の定期点検、防災訓練、文化財救出計画の策定、文化財救出訓練等を進める。

(3) 史跡等に所在する建造物

① 重点整備対象

史跡等に所在する建造物については、今般、史跡であり、世界遺産でもある首里城跡で火災が発生し、復元された首里城正殿等が焼失したことも踏まえ、本計画では、世界遺産となっている史跡等に所在する歴史的建造物や往時の姿を再現した建造物についても防火設備の整備等を進める。

② 重点整備内容・重点取組内容

整備内容や取組内容については、世界遺産となっている史跡等に所在する歴史的建造物や往時の姿を再現した建造物における防火設備等の状況に係る緊急点検結果等、さらに、当該史跡等や建造物に特有の事情等を総合的に勘案して検討し、実施することとする。

5. 所有者等や地方公共団体に期待する役割

(1) 所有者等

国宝・重要文化財（建造物）の所有者等や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の設置者等においては、関係行政機関等と連携の下、防火対策ガイドラインを活用して具体的な対応プランを作成し、燃焼特性（脆弱性）、出火原因となり得るものの把握や日常的な火気管理、出火防止策の徹底、防火設備の整備、文化財救出計画の策定や文化財救出訓練等について検討・実施することが期待される。

また、防火設備を整備した場合には、所有者や設置者等は、当該設備を用いた訓練や、自主防災組織や近隣の人々との連携のもとでの定期的な防火訓練の実施等を通じて、防火対策をより実効的なものとする必要がある。

さらに、適切な保守点検や安定した維持管理等を通じて、防火設備の機能を確保するとともに、当該防火設備の長寿命化に努めることが期待される。

(2) 地方公共団体

世界遺産又は国宝（建造物）等の所在する地方公共団体においては、文化財等がその所在する地域の文化と密接な関連を有しており、当該地域の歴史や文化を象徴するものとして、地域文化の向上・発展に加え、まちづくり、観光振興等の観点でも極めて貴重な財産であることを十分に考慮した上で、国、所有者等との連携の下、各地域における総合的かつ計画的な防火対策を策定するなど、各地域の実情を踏まえつつ積極的に関与することが期待される。

その際、各地方公共団体が有する文化財等に関する専門的知見の活用に加え、文部科学省において検討する一定の取組を実施する所有者等に対する負担軽減策と相まって、随伴補助の実施や寄付等による民間資金の確保、効果的・効率的な整備手法の導入についての助言等により、所有者等の負担軽減やコスト縮減につなげることが期待される。